



## 決 定 書

異議申出人 武田 幸一

上記異議申出人から令和4年4月28日付けで提起された同年4月24日執行の中野市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、中野市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

### 主 文

本件異議申出を棄却する。

本件選挙における当選人高木尚史の当選は有効である。

### 本件異議申出の要旨

#### 1 本件異議申出の趣旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、本件選挙の20番目（定数20人）の当選人と次点の得票数が僅差であるため、関係票の再確認を求めているものである。

#### 2 本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、次のように解される。

- (1) 最下位当選人である高木尚史候補（以下「高木候補」）と次点の木村芳隆候補（以下「木村候補」という。）の票差は3票と僅差であるため、両候補者の得票と無効票の再確認を求める。
- (2) 芋川吉孝候補（以下「芋川候補」）と木村候補の得票について、按分票となる「よしたか」票があるのではないかと疑念を抱いている。

- (3) ベテラン議員である芋川候補の「よしたか」イメージが市職員への強い意識付けになっていると考えられるため、芋川候補の得票に「木村よしたか」票があるのではないか。

## 決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議申出が形式的要件を備えた適法なもの認め、令和4年5月9日付けでこれを受理し、申出人の主張を厳正に、かつ、慎重に審理したところ、本件選挙における当選人の決定に誤りがあると主張するものと判断した。

本件選挙の選挙会は公職選挙法の規定に基づき手続が行われ、選任された6人の選挙立会人の参会を得て適法に開催されたものである。

また、開票作業では、投票の効力の決定において疑義のある票は、審査判定係が判例、実例等を留意して判定するとともに、選挙立会人の意見を聴き選挙長が決定をしており、選挙の結果に対して異議なく閉会されたことから適正に行われたと判断できる。

一方、最下位当選人の高木候補と次点の木村候補の得票差が3票と僅差であることを踏まえると、本件異議申出に対し厳正に対処する必要があると判断し、投票の再点検を行うこととした。

調査対象となる票は、申出人の求めのとおり、有効票である高木候補447票、木村候補444票、芋川候補1,069票、点字票1票と無効票167票の計2,128票とした。

### 1 開披調査における疑義のある票について

当委員会は、同年5月19日、開披立会人に木村候補とその関係者1人の立会いのもと、投票用紙の保存箱及び封筒の梱包封印に異常のないことを確認したうえで、本件開披調査を実施した。

なお、高木候補と芋川候補から開披立会人は参加しない旨の回答があった。

今回の調査対象となる票の再点検及び再計数を行ったところ、当選人の有効票から2票、無効票から1票の計3票（別表のとおり）について、投票の効力の決定に疑義があるものとして指摘を受けた。

なお、再計数については、調査対象の票すべてにおいて、票数に誤りは認められなかった。

## 2 指摘された票の判定について

指摘された票の当委員会の判定は、次のとおりである。

### (1) 別表番号1（高木候補の有効票から指摘された票）

この投票は、1文字目の●の下に「タカギひさし」と氏名がはっきりと記載されている。●は、字形から漢字で「高」を途中まで記載したものが残されたと判断することができ、他事記載とは認められない。よって、高木候補の有効票と認める。

### (2) 別表番号2（芋川候補の有効票から指摘された票）

この投票は、芋川候補の氏名の右に「無所属」と党派が正確に記載されている。所属党派は身分の類であり、身分の類は他事記載とは認められない（公職選挙法第68条第1項第6号ただし書）。よって、芋川候補の有効票と認める。

### (3) 別表番号3（無効票から指摘された票）

この投票は、「木村」と記載された下の●（判読不能）は、記号又は符号と判断するものが記載されている。記号又は符号は他事記載である。よって、無効票と認める。

## 3 別表番号1から別表番号3までの投票の効力の判定に当たっては、次の法律の規定に示された考え方に従った。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第67条後段の「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第68条第1項「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。」

同条第1項第6号「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。

ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りではない。」

以上のとおりとすることにより、当選人高木候補と次点木村候補の得票数に変動はなく、よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和4年6月1日

中野市選挙管理委員会  
委員長 傳田 武彦

教 示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で長野県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

別表

3	2	1	別表番号
<p style="text-align: center;">こうほしゃしめい 候補者氏名</p> <p style="text-align: center;">木村 圭</p>	<p style="text-align: center;">こうほしゃしめい 候補者氏名</p> <p style="text-align: center;">無所属 宇川 あしたか</p>	<p style="text-align: center;">こうほしゃしめい 候補者氏名</p> <p style="text-align: center;">所 夕ノが ひま し</p>	投票の記載
無効票-1	164-1	016-1	番号 抽出
無効	有効	有効	市選挙会 決定
無効	有効	有効	当委員会 決定